

(処理処分業務用)

龍野西浄化センター等及び室津浄化センター
の汚泥処分業務委託仕様書

(総則)

この仕様書は、委託者たつの市（以下「甲」という。）、受託者（以下「乙」という。）及び下水道施設運転管理業務受託者（以下「丙」という。）との処理処分業務委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第1条 龍野西浄化センター、室津浄化センターで発生する下水汚泥（高分子系）を適正かつ安定的に中間処理する。なお、中間処理に当たってはマテリアルリサイクル（セメント原料化、コンポスト化など）もしくはサーマルリサイクル（燃料化、熱回収など）を行う処理であること。

(委託期間)

第2条 この契約の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(汚泥発生場所)

第3条 汚泥の発生場所は、龍野西浄化センター（たつの市揖西町南山944番地1）、室津浄化センター（たつの市御津町室津145番地2）とする。

(産業廃棄物の種類、性状)

第4条 産業廃棄物の種類及び性状は次に示すとおり。

- (1) 産業廃棄物の種類は、汚泥（有機性汚泥）。
- (2) 汚泥は、脱水助剤として高分子凝集剤を使用して脱水している。
- (3) 汚泥の含水率は、85%以下。
- (4) 汚泥の荷姿は、バラ。
- (5) 汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第5項に定める特定有害産業廃棄物には該当しないものとする。

(搬出予定量等)

第5条 年間搬出予定量は下表のとおりとする。

なお、本数量は予定量であり、搬出量を保証するものではない。

龍野西浄化センター	215 t
室津浄化センター	70 t
合計	285 t

龍野西浄化センターについては、汚泥脱水機が故障し修繕中である。令和8年9月に修繕完了予定であり、修繕完了後の搬出予定となる。

(搬出日及び時間帯)

第6条 搬出は、原則として平日とし、龍野西浄化センターは午前9時まで、室津浄化センターは午前9時から午前11時の間に行うこととし、丙が該当月の前々月末までに乙に示す月間計画表に従い行うものとする。なお、計画内容の変更は、随時丙と協議のうえ行うものとする。

(業務報告)

第7条 乙は毎月の業務が完了したときは、速やかに以下の内容を含む報告書を監督員に提出しなければならない。

(1) 前月分の集計として翌月10日までに提出するもの。

委託業務完了報告書、産業廃棄物報告書

(2) 収集運搬終了後10日以内に提出するもの。

計量伝票、産業廃棄物管理票(マニフェスト)

※マニフェスト用紙は乙で用意するものとする。

(3) 随時提出。

その他監督員の指示するもの

(単価契約)

第8条 本業務における契約単価は、原則として契約期間中の変更は行わない。

ただし、経済情勢の変動により著しい物価変動があった場合はこの限りでない。

(委託料の支払い)

第9条 乙は、速やかに各月毎の業務終了報告書を作成し、甲に提出するものとする。

ただし、業務終了報告書は、産業廃棄物管理票の写しで代えることができる。

2 乙は、当該月に各浄化センターから搬出した量の集計を産業廃棄物管理票に記載する数量をもとに行い、その集計に単価を乗じた金額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前2項の請求を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(公害の防止)

第10条 乙は、その業務の実施にあたり公害の発生を認めたときは、直ちに適正な措置を講ずるとともに甲に連絡するものとする。

(現場調査等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙の業務の実施状況について随時現場調査を行い、乙に対して所要の報告、資料の提出及び必要な事項を指示することができるものとする。

(法令の遵守)

第12条 汚泥の処理処分業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い、適切に行うものとする。

(その他)

第13条 その他必要事項については、甲、乙、丙協議のうえ決定する。